

石川県公報

令和2年2月14日

第13281号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○保安林の指定予定の通知 (森林管理課)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	○漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加 入区(区域及び区分)の設定の一部改正(水産課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の 届出(同)	2	○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關す る法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	4
○国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業 費納付金及び標準保険料率に関する省令及び石川県国 民健康保険条例に規定する知事が定める数 (医療対策課)	3	○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	5
		○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業安全課)	5
		○委託業務に係る企画提案の募集公告 (競馬総務課)	6

告 示

石川県告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ピスコまちの薬局	輪島市町野町栗蔵ホ22-1	令和2年1月1日
ピスコとくもと薬局	野々市市徳用2丁目8番地	令和2年1月1日
ピスコしままち薬局	小松市島町ル69番地1	令和2年1月1日
小松あおぞら薬局	小松市向本折町ホ81番地1	令和2年1月1日
あおぞら七尾薬局	七尾市作事町58番地2	令和2年1月1日
万行あおぞら薬局	七尾市万行町35街区9番	令和2年1月1日
あおぞら薬局	七尾市中島町浜田1丁目34-1	令和2年1月1日
石崎あおぞら薬局	七尾市石崎町エ5番地1	令和2年1月1日
徳田あおぞら薬局	七尾市下町ニ16-1	令和2年1月1日
和倉あおぞら薬局	七尾市石崎町夕15番地5	令和2年1月1日
神明あおぞら薬局	七尾市神明町口17番地4	令和2年1月1日
劔地あおぞら薬局	輪島市門前町劔地夕96番地	令和2年1月1日
鶴多あおぞら薬局	羽咋市鶴多町亀田4番5	令和2年1月1日
富来あおぞら薬局	羽咋郡志賀町富来地頭町七98番地26	令和2年1月1日
ウエルシア薬局加賀山代温泉店	加賀市山代温泉山背台二丁目1番地1	令和2年2月1日

石川県告示第39号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ピスコまちの薬局	輪島市町野町粟蔵ホ部22-1	令和2年1月1日
ピスコとくと薬局	野々市市徳用2丁目8番地	令和2年1月1日
ピスコしままち薬局	小松市島町ル69番地1	令和2年1月1日
小松あおぞら薬局	小松市向本折町ホ81番地1	令和2年1月1日
あおぞら七尾薬局	七尾市作事町58番地2	令和2年1月1日
万行あおぞら薬局	七尾市万行町35街区9番	令和2年1月1日
あおぞら薬局	七尾市中島町浜田1丁目34-1	令和2年1月1日
石崎あおぞら薬局	七尾市石崎町エ5番地1	令和2年1月1日
徳田あおぞら薬局	七尾市下町ニ16-1	令和2年1月1日
和倉あおぞら薬局	七尾市石崎町夕15番地5	令和2年1月1日
神明あおぞら薬局	七尾市神明町口17番地4	令和2年1月1日
劔地あおぞら薬局	輪島市門前町劔地夕96番地	令和2年1月1日
鶴多あおぞら薬局	羽咋市鶴多町亀田4番5	令和2年1月1日
富来あおぞら薬局	羽咋郡志賀町富来地頭町七98番地26	令和2年1月1日
ウエルシア薬局加賀山代温泉店	加賀市山代温泉山背台二丁目1番地1	令和2年2月1日

石川県告示第40号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
ピスコとくと薬局	野々市市徳用2丁目8番地	令和元年12月31日
ピスコしままち薬局	小松市島町ル69-1	令和元年12月31日
ピスコまちの薬局	輪島市野町粟蔵ホ部22-1	令和元年12月31日
小松あおぞら薬局	小松市向折本町ホ81-1	令和元年12月31日
あおぞら七尾薬局	七尾市作事町58番地2	令和元年12月31日
万行あおぞら薬局	七尾市万行町35街区9番	令和元年12月31日
あおぞら薬局	七尾市中島町浜田1-34-1	令和元年12月31日
石崎あおぞら薬局	七尾市石崎町エ5番地1	令和元年12月31日
徳田あおぞら薬局	七尾市下町ニ16番地1	令和元年12月31日
和倉あおぞら薬局	七尾市石崎町夕部15番地5	令和元年12月31日
神明あおぞら薬局	七尾市神明町口17番地4	令和元年12月31日
劔地あおぞら薬局	輪島市門前町劔地夕96	令和元年12月31日
鶴多あおぞら薬局	羽咋市鶴多町亀田4番5	令和元年12月31日
富来あおぞら薬局	羽咋郡志賀町富来地頭町七98番26	令和元年12月31日

石川県告示第41号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
ピスコとくもと薬局	野々市市徳用2丁目8番地	令和元年12月31日
ピスコしままち薬局	小松市島町ル69-1	令和元年12月31日
ピスコまちの薬局	輪島市野町栗蔵ホ部22-1	令和元年12月31日
小松あおぞら薬局	小松市向折本町ホ81-1	令和元年12月31日
あおぞら七尾薬局	七尾市作事町58番地2	令和元年12月31日
万行あおぞら薬局	七尾市万行町35街区9番	令和元年12月31日
あおぞら薬局	七尾市中島町浜田1-34-1	令和元年12月31日
石崎あおぞら薬局	七尾市石崎町エ5番地1	令和元年12月31日
徳田あおぞら薬局	七尾市下町ニ16番地1	令和元年12月31日
和倉あおぞら薬局	七尾市石崎町夕部15番地5	令和元年12月31日
神明あおぞら薬局	七尾市神明町口17番地4	令和元年12月31日
劔地あおぞら薬局	輪島市門前町劔地夕96	令和元年12月31日
鶴多あおぞら薬局	羽咋市鶴多町亀田4番5	令和元年12月31日
富来あおぞら薬局	羽咋郡志賀町富来地頭町七98番26	令和元年12月31日

石川県告示第42号

国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号。以下「省令」という。）第10条第1項、第16条第1項及び第25条第1項並びに石川県国民健康保険条例（平成29年石川県条例第39号。以下「条例」という。）第10条、第12条、第15条、第16条、第19条、第20条及び第23条に規定する知事が定める数は、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数とし、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

項 目	数
省令第10条第1項の知事が定める一般納付金基礎額調整係数	0.9227653373245
省令第16条第1項の知事が定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999984428
省令第25条第1項の知事が定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999960698
条例第10条の知事が定める医療費指数反映係数	1
条例第12条の知事が定める一般納付金所得係数	0.9772528284042
条例第15条の知事が定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第16条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9794703199533
条例第19条の知事が定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
条例第20条の知事が定める介護納付金納付金所得係数	1.0261116894959
条例第23条の知事が定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

石川県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 保安林予定森林の所在場所

小松市津江町へ1の29の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第44号

漁業災害補償法第105条第1項第2号口の規定による加入区(区域及び区分)の設定(令和元年石川県告示第120号。以下「告示第120号」という。)の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

なお、改正後の告示第120号は、この告示の施行の日以後に共済責任期間の開始する共済契約について適用し、同日前に共済責任期間の開始した共済契約については、なお従前の例による。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の能都町加入区の項区分の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| ① 50メートルを超える水深に定置網を敷設する者の営む大型定置漁業 |
| ② ①に掲げる者以外の者の営む大型定置漁業及び小型定置漁業 |
| ③ 底びき網を使用して営む漁業又は高倉漁港(姫地区)を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業 |
| ④ 総トン数5トン未満の漁船を使用して主としていか釣りを営む漁業又は総トン数5トン以上の漁船を使用していか釣りを営む漁業 |
| ⑤ 高倉漁港(真脇地区)を係留港とし、主に刺網を使用して営む漁業 |
| ⑥ 法第104条第2号に掲げる漁業のうち①から⑤までに掲げる漁業以外の漁業 |

石川県告示第45号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和2年3月16日から施行する。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行押野支店の項を削り、表の株式会社北国銀行野々市支店の項の次に次のように加える。

お	株式会社北国銀行押野支店	野々市市横宮町
---	--------------	---------

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

令和2年1月20日

- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 世代間交流サロン・オアシス
- 3 代表者の氏名
東谷 康代
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市みどり2丁目6番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々特に高齢者及び障害者が有意義かつ、文化的な生活が送れるよう、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力・理性ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
川尻用水土地改良区	令和2年2月6日

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
松任市農業協同組合
竹山 武志
白山市村井町1776番地
- 2 変更した事項
農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に記帳されなくなった者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
森谷 知明	能美郡川北町字橋ナ41-1	玄米、大麦、大豆

- 1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
能登わかば農業協同組合
坂井 助光
七尾市矢田新町イ部6番地7
- 2 変更した事項
農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
角三 恵輔	新 七尾市小丸山台3丁目39番地ディアスK2 202号	玄米、大麦、大豆
	旧 七尾市能登島緩目町イ125	

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

はくい農業協同組合
山本 好和
羽咋市太田町と105番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	
		新	旧
山 根 辰 彦	羽咋市柳田町た70	新	玄米、大麦、大豆、そば
		旧	玄米、大麦、大豆
堀 田 壮 一	羽咋市兵庫町り20-5	新	玄米、大麦、大豆、そば
		旧	玄米、大麦、大豆
柳 浦 宗 司	かほく市学園台2-83	新	玄米、大麦、大豆、そば
		旧	玄米、大麦、大豆
渡 辺 祥 史	羽咋市寺家町チ1-1	新	玄米、大麦、大豆、そば
		旧	玄米、大麦、大豆

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

小松市農業協同組合
西沢 耕一
小松市上小松町丙252

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏 名	住 所		農産物検査を行う農産物の種類
	新	旧	
米 津 博 文	新	能美市三道山町オ27番地3 TRM B21号	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
	旧	加賀市動橋町ヨ64-3	
村 中 政 信	新	小松市佐々木町199	玄米、小麦、大麦、大豆、そば
	旧		玄米、小麦、大麦、大豆
馬 場 正 弘	新	小松市大領町ワ229番地1	玄米、大麦、大豆、そば
	旧		玄米、大麦、大豆

委託業務に係る企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和2年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度金沢競馬実況放送業務

(2) 業務の内容

金沢競馬における集客及び売得額の一層の向上を図るための、効果的かつ効率的な実況放送の実施

(3) 契約期間

令和2年4月1日(水)から令和3年3月31日(水)まで

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加資格

ア 平成28年4月1日から令和2年2月14日までの期間において競馬実況放送の実績のあるアナウンサーを2名

以上有し、金沢競馬開催日に2名を配置できる者であること。なお、複数の事業者により構成された共同企業体の参加も認めることとし、その場合は、共同企業体においてこれを満たす者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

ウ 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

エ 指名停止の措置を受けている者でないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

オ 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次の(ア)から(オ)までに該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員がこれを満たす者であること。

(ア) 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

(イ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 評価基準

ア 実況放送に関する考え方及び実施方法

イ レース展望放送に関する考え方及び実施方法

ウ ファンサービスに関する考え方

エ 運営組織及び執行体制のあり方(アナウンサーに不測の事故等が発生した場合の危機管理等)

オ アナウンサーの技術力

カ 業務実施に係る金額及び経費積算の妥当性

3 募集要項の交付場所等

(1) 交付場所

〒920-3105 金沢市八田町西1番地

石川県競馬事業局競馬総務課企画管理係

電話番号 076-258-5761 FAX番号 076-258-4291

(2) 交付期間

令和2年2月14日(金)から同月28日(金)午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

3(1)の交付場所に同じ。

(2) 提出期限

令和2年3月13日(金)午後5時までに、(1)の提出場所へ持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、提出期限内必着とする。)

5 最優秀提案者の選定

提出された企画提案書について、2(2)の評価基準に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定するものであり、提出のあった企画提案書に基づく各提案者からのプレゼンテーション及び審査会を経て、選定するものとする。選考結果については、令和2年3月下旬(予定)に各提案者に通知するものとする。

なお、契約は、選定された企画提案内容に沿って契約内容についての協議及び調整を行った上で締結する。ただし、当該契約は、その業務に係る予算についての議会の議決が必要であり、当該予算が議会で議決されなかった場合は、

締結しない。このことについて、提案者は、あらかじめ了解しているものとみなす。

6 その他

(1) 質問は、4(1)の提出場所において、令和2年2月28日(金)午後5時まで受け付けるものとする。なお、質問は、文書によるものとし、書面の持参若しくは郵送、FAX又は募集要項で定める電子メールによる提出により行うこと。

(2) 4(2)の提出期限までに提出のあった企画提案書については、後日、各提案者によるプレゼンテーションを行うものとする。

なお、これについて出席、提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とするほか、提出書類は、返却しないこととする。